

長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）の施行に伴い、法に基づく給付に係る利用者負担の激変緩和等のため、障がい者又は障がい児の保護者（以下「障がい者等」という。）に対して障がい者福祉サービス等利用支援費（以下「利用支援費」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業区分、対象者及び支給額)

第2条 利用支援費を支給する対象となる事業区分（以下「事業区分」という。）、支給の対象となる者（以下「対象者」という。）及び利用支援費の支給額（以下「支給額」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(認定申請)

第3条 障がい者等は、支給対象者の認定を受けようとするときは、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者認定申請書（別記様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、法に基づく介護給付費等の支給申請書を提出した者については、当該申請をもって利用支援費の認定申請があったものとみなす。

(認定及び却下)

第4条 市長は、前条の申請があったときには、その内容を審査して、支給対象者の認定の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給対象者として認定した者（以下「支給認定者」という。）については、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者認定通知書（別記様式第2号）により通知し、却下した者については、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者却下通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる受給者証の交付を受けている者については、受給者証の予備欄への別表第2に定める内容の記載により第1項の認定に代える。

- (1) 法第22条第8項に規定する「障害福祉サービス受給者証」
- (2) 法第54条第3項に規定する「自立支援医療受給者証」

(有効期間)

第5条 前条に規定する認定の有効期間は、申請のあった日の属する月から始まり、その終期は、法に基づき市長が交付する受給者証に記載された有効期間の末日とする。ただし、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって有効期間の終期とする。

- (1) 第2条に規定する支給対象者でなくなったとき 支給対象でなくなった日の前

日

(2) 利用支援費の受給を辞退したとき 辞退した日

2 前項ただし書各号に定める期日の属する月において、当該日までに支給額が算定される場合においては、当該利用支援費の支給等に関しては、支給認定者であるとみなす。

(変更の届出等)

第6条 支給認定者は、第3条の申請の内容に変更があったときは、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給認定変更届（別記様式第4号）に、必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合又は法に基づく手続等に伴い、第4条の認定の内容に変更が生じるときは、当該支給認定者に長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者認定変更・取消通知書（別記様式第5号）により通知し、受給者証の交付を受けた者については当該受給者証に記載された内容を変更するものとする。

3 前項の規定による変更に伴い、支給額に変更が生じるときは、当該変更後の支給額は、次の各号に掲げる変更の区分に応じて、当該各号に定める期日から適用するものとする。

(1) 前項の規定による変更が法に基づく自立支援給付の額の変更を伴うとき 当該法に基づく自立支援給付の額の変更と同じ月の初日

(2) 前項の変更が法に基づく自立支援給付の額の変更を伴わないとき 当該変更の翌月の初日

(対象者証の提示等)

第7条 支給認定者のうち受給者証の交付を受けている者は、京都府内の法第29条第2項に規定する「指定障害者福祉サービス事業者等」又は法第54条第2項に規定する「指定自立支援医療機関」（以下これらを「事業者等」という。）において、法第10条に規定する「自立支援給付対象サービス等」を受けるときは、当該受給者証を提示するものとする。

(支給の申請等)

第8条 支給認定者が利用支援費の支給を受けようとするときは、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給申請書（別記様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用支援費について支給認定者が事業者等に受領を委任した場合において、当該委任を受けた事業者が市長に利用支援費の請求をするときは、当該請求をもって前項の申請に代えるものとする。

3 前項の請求は、障がい者福祉サービス等利用支援費請求書（別記様式第7号）に

その内容を明記した書類を添付することにより行われるものとする。ただし、法に基づく各給付の代理受領の際添付された書類により当該利用支援費の請求内容が明らかである場合は、書類の添付を省略することができる。

(申請等の確認と支給)

第9条 市長は、前条の申請又は請求が、支給額の算定に係るサービス等の提供があった月の属する年度の翌年度末までにあったときは、その内容を審査して、支給の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給決定通知書（別記様式第8号）により、当該申請又は請求を行った者に対し、その旨を通知し、当該決定に係る支給額を支給するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支給を却下したときは、長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給却下通知書（別記様式第9号）により、当該申請又は請求を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段又は過誤の申請若しくは請求により利用支援費の支給を受けた者があるときは、支給決定を取り消し、その者から当該支給を受けた金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、補装具費用負担に係る部分については、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前に既に法に基づく介護給付費等の支給申請等を行った者については、第3条の申請があったものとみなす。
- 3 この要綱は、法の施行後3年を目途に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年5月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の長岡京市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の規定は、平成19年7月1日以後に利用があった障害者福祉サービス等利用支援費支給事業について適用し、同日前に利用があった障害者福祉サービス等利用支援費支給事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の長岡京市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日以後に利用があった障害者福祉サービス等利用支援費支給事業について適用し、同日前に利用が障害者福祉サービス等利用支援費支給事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、この要綱による改正後の長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則抄

(施行期日)

第1条 この要綱は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	対象者	支給額
1 補装具費用負担緩和事業	補装具のサービス(身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用する義肢、装具、車椅子等で厚生労働省令で定める基準に該当するものの購入又は修理をいう。以下同じ。)の利用に関し負担を要する者（支給額の欄に掲げる者に限る。）	法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）に基づく負担月額と次に掲げるサービス利用者の区分に応じ定める額との差額 (1) 市町村民税課税世帯のうち、政令第43条の2第2項に規定する所得割の額が16万円未満の者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児の保護者 18,600円 (2) 市町村民税課税世帯のうち(1)以外の者 37,200円
2 自立支援医療利用者負担緩和事業	(1) 更生医療 政令で定める自立支援医療(更生医療)の給付に関し負担を要する者(支給額の欄に掲げる者に限る。) (2) 精神通院医療及び育成医療 政令で定める自立支援医療(精神通院医療及び育成医療)の給付を受ける者(支給額の欄に掲げる者に限る。)	法及び政令に基づく負担月額と次に掲げる自立支援医療の給付を受ける者の区分に応じ定める額との差額 (1) 市町村民税非課税世帯のうち利用者本人の年収が80万円以下の収入区分に属する者及び重度障がい者（障がいの程度が国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の2に規定する障害等級の1級に該当し、同法に基づく障害基礎年金を受給している者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別障害者手当を受給している者で、これら以外の公的年金等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付及び国民年金法施行令（昭和34

	<p>年政令第184号) 第4条の8に規定する年金をいう。) を受給していないものをいう。)</p> <p>1, 250円</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯のうち(1)以外の収入区分に属する者 2, 500円</p> <p>(3) 市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額(政令第35条第2号に規定する合算した額をいう。以下の項において同じ。)が3万3,000円未満の者 10,000円</p> <p>(4) (3)のうち、政令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者(以下「高額治療継続者」という。) 2, 500円</p> <p>(5) 市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額が3万3,000円以上16万円未満の者 18, 600円</p> <p>(6) 市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額が16万円以上23万5,000円未満の者 37, 200円</p> <p>(7) (5)又は(6)のうち高額治療継続者 5, 000円</p> <p>(8) 市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額が23万5,000円以上の者のうち高額治療継続者 20, 000円</p>
3 重複利用者負担総合上限事業	法に定める療養介護及び施設入所支援以外の障害福祉サービスの利用、自立支援医療の給付、補装具のサービス等複数の事業を利用する者(支給額の欄に掲げる者に

	限る。)	(1) 市町村民税非課税世帯のうち利用 者本人の年収が 80 万円以下の収入 区分に属する者及び重度障がい者 7, 500 円 (2) 市町村民税非課税世帯のうち(1)以 外の収入区分に属する者 12, 3 00 円 (3) 市町村民税課税世帯のうち市町村 民税所得割額（政令第 17 条第 2 号 又は同条第 3 号に規定する合算し た額をいう。）が 16 万円未満の者 18, 600 円 (4) 市町村民税課税世帯のうち(3)以外 の 者 37, 200 円
4 知的 障害施 設入所 者医療 費負担 緩和事 業	法に基づく指定障害者支援施設 等並びに法附則に基づきなお従前の 例により運営をすることができる こととされた知的障害者入所更 生施設及び知的障害者入所授産施 設に入所する知的障がい者の医療 の給付に関し負担を要する者（た だし、長岡市福祉医療費の支給 に関する条例（昭和 50 年長岡市 条例第 35 号）の適用を受ける 者を除く。）	医療保険各法（健康保険法（大正 1 1 年法律第 70 号）、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)、船員保 険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家 公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号)、私立学 校教職員共済法（昭和 28 年法律第 2 45 号）及び高齢者の医療の確保に 関する法律（昭和 57 年法律第 80 号） をいう。）に基づく医療費負担額の 3 分 の 2 に相当する額

別表第2（第4条関係）

証の種類	記載内容
障害者福祉サービス受給者証	障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱に基づく自己負担上限額
自立支援医療受給者証	障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱に基づく自己負担上限額

別記様式第1号（第3条関係）

年　月　日

長岡市長様

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者認定申請書

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第3条の規定により、支給対象者の認定を次のとおり申請します。

なお、支給対象者の認定の審査にあたっては、私の自立支援給付の申請に係る個人情報に基づき、長岡市が認定することに同意します。また、私が支給対象者の認定を受けた場合は、支給対象者の要件の確認のために必要な個人情報を、長岡市が調査することに同意します。

私が事業者等から利用支援の算定の対象となるサービス等を受けた場合において、当該事業者等が当該サービス等に関して私が支払うべき費用の全部又は一部を、私に代わって長岡市に請求するときは、当該事業者等に当該サービス等に係る利用支援費の受領を委任します。

住 所				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日 生	性 別	男・女	
申請する支給区分 (該当する区分に○)	1 2 3 4 5			
重度障がい者の該当	障害基礎年金1級 ・ 特別障害者手当 ・ 申請中			
福祉医療制度等の該当	有・申請中・無	(有・申請中の場合該当する制度) ()		

添付書類（事業1から4に申請の場合）

- 申請日の属する年の1月2日以降に長岡市に転入された方は、前住所地の前年度市町村民税課税証明書
- 重度障がい者に該当：障害基礎年金・特別障害者手当の証明書又は支給額の通知書（写）
- 自立支援医療利用者負担緩和事業の申請：加入する健康保険証（写）

別記様式第2号（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

様

長岡市長

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者認定通知書

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定内容	事業区分	本事業による 負担上限月額	国制度に基づく 負担上限月額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
認定開始月		年 月	

※教示

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消しの訴え

この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡市(訴訟において長岡市を代表する者は市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第3号（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

様

長岡市長

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者却下通知書

年 月 日に申請のあった長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費支給対象者の認定については、長岡市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

却下の理由	
-------	--

※教示

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡市長に対して審査請求することができます。

2 取消しの訴え

この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡市(訴訟において長岡市を代表する者は市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があつた日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第4号（第6条関係）

年　　月　　日

長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給認定変更届

長岡京市長　　様

長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第6条第1項の規定により、支給対象者の認定について下記のとおり変更を届け出ます。

氏　名

記

住　　所		
重　度　障　が　い　者　の　該　当	障害基礎年金1級・特別障害者手当	
福　祉　医　療　制　度　等　の　該　当	有　・　無	(有の場合該当する制度) ()
変　更　の　あ　っ　た　添　付　書　類		

* 変更のあった事項についてのみ記載して下さい。また、変更のあった添付書類等を添付して下さい。

別記様式第5号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日
様

長岡市長

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費対象者認定変更・取消通知書

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定内容	事業区分	本事業による負担上限月額	国制度に基づく負担上限月額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
変更・取消の理由			
変更（取消）月	年 月		

※教示

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して日3か月以内に、長岡市長に対して審査請求することができます。

2 取消しの訴え

この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡市(訴訟において長岡市を代表する者は市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があつた日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

氏 名

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費支給申請書

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

(申請內容)

別記様式第7号（第8条関係）

障がい者福祉サービス等利用支援費 請求書

長岡京市長 様

請求金額	十 億			百 万			千			円
------	--------	--	--	--------	--	--	---	--	--	---

上記のとおり請求します。

年 月 日

(請求內容)

年 月 分

件数(　　件)

事業所番号								
請求事業者	住所 (所在地)							
	電話番号							
	名称							
	職・氏名							

別記様式第8号（第9条関係）

指令第 号
年 月 日
様

長岡市長

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援費支給決定通知書

長岡市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 支給申請の内容

サービス利用月	金額
年 月分	

2. 支給決定の内容

対象者	利用事業	合計金額

3. 支給予定日 年 月 日

4. 振込先

※教示

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡市長に対して審査請求することができます。

2 取消しの訴え

この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡市(訴訟において長岡市を代表する者は市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があつた日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第9号（第9条関係）

指令第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援費支給却下通知書

長岡京市障がい者福祉サービス等利用支援事業実施要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

却下の理由	
-------	--

※教示

1 不服申立て

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長岡京市長に対して審査請求することができます。

2 取消しの訴え

この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長岡京市(訴訟において長岡京市を代表する者は市長となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があつた日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。